第百二条の次に次の一条を加える。

第百二条の二　裁判所は、必要があるときは、電磁的記録提供命令（次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める方法により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令をいう。以下同じ。）をすることができる。

一　電磁的記録を保管する者　次のイ又はロに掲げる方法

イ　電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法

ロ　電気通信回線を通じて電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

二　電磁的記録を利用する権限を有する者（前号に掲げる者を除く。）　同号イ又はロに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。）

電磁的記録提供命令は、提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してするものとする。

第百五条の次に次の一条を加える。

第百五条の二　前三条の規定は、電磁的記録提供命令（第百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）による電磁的記録の提供について準用する。この場合において、第百三条及び前条中「又は所持する物」とあるのは、「その他利用する権限を有する電磁的記録」と読み替えるものとする。

第百六条中「、記録命令付差押え」及び「、記録命令付差押状」を削る。

第百七条第一項中「、記録命令付差押状」及び「、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者」を削り、同条第三項中「、記録命令付差押状」及び「これを」を削る。

第百八条第一項及び第二項中「、記録命令付差押状」を削り、同条第四項中「、記録命令付差押状」及び「これを」を削る。

第百九条及び第百十条中「、記録命令付差押状」を削る。

第百十一条第一項中「、記録命令付差押状」を削り、「はずし」を「外し」に改め、「、記録命令付差押え」を削り、「である」を「とする」に改め、同条に次の一項を加える。

電磁的記録提供命令（第百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により電磁的記録を提供させたときは、当該電磁的記録の内容を確認するための措置をとることその他必要な処分をすることができる。

第百十二条第一項並びに第百十三条第一項及び第二項中「、記録命令付差押状」を削る。

第百十四条第一項中「、記録命令付差押状」を削り、同条第二項中「除いて」を「除き」に改め、「、記録命令付差押状」を削る。

第百十六条から第百十八条までの規定中「、記録命令付差押状」を削る。

第百二十条中「処分」を「処分又は電磁的記録提供命令（第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）」に改め、「、これを」を削り、同条に次の二項を加える。

電磁的記録提供命令（第百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により電磁的記録を提供させた場合には、書面又は電磁的記録をもってその目録を作り、当該電磁的記録提供命令を受けた者又はこれに代わるべき者に提供しなければならない。

前項の規定にかかわらず、電磁的記録をもって作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第百二十三条第三項中「第百十条の二の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた」を「次の各号に掲げる」に、「、差押えを受けた者」及び「、当該差押えを受けた者」を「、当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第百十条の二の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体

差押えを受けた者

二　電磁的記録提供命令（第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体　電磁的記録提供命令を受けた者

第百二十三条の次に次の一条を加える。

第百二十三条の二　電磁的記録提供命令（第百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。）により移転させた電磁的記録について、当該電磁的記録提供命令を受けた者に保管させないこととする理由がなくなったときは、当該者の請求により又は職権で、被告事件の終結を待たないで、決定で、当該者に対し、当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

前条第四項の規定は、前項の決定について準用する。

第百二十四条の次に次の一条を加える。

第百二十四条の二　正当な理由がなく、第百二条の二第一項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

第百二十五条第一項中「又は捜索」を「（電磁的記録提供命令（第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。第四項において同じ。）、捜索又は電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。同項において同じ。）」に改め、同条第四項中「又は捜索」を「、捜索又は電磁的記録提供命令」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第百五十七条の六第二項中「は、証人」の下に「（国内にいる者に限る。以下この項及び次項において同じ。）」を、「聴き、」の下に「他の裁判所の構内にある場所その他の」を加え、「裁判所の規則で定める」を「、適当と認める」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　証人がその傷病又は心身の障害により同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。

第百五十七条の六第二項に次の三号を加える。

六　証人が身体の拘束を受けている場合であつて、その年齢、心身の状態、処遇の実施状況その他の事情により、同一構内への出頭に伴う移動により証人が精神の平穏を著しく害され、その処遇の適切な実施に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるとき。

七　証人が身体の拘束を受けている場合であつて、同一構内への出頭に伴う移動に際し、証人を奪取し又は解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき。

八　証人にさせる供述が鑑定に属するものである場合であつて、その職業、健康状態その他の事情により証人がその尋問の日時に同一構内に出頭することが著しく困難であり、かつ、証人の重要性、審理の状況その他の事情により当該日時に尋問することが特に必要であると認めるとき。

第百五十七条の六第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「前項第四号」を「同項第五号から第八号まで」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前二項に規定する場合のほか、裁判所は、証人を尋問する場合において、前二項に規定する方法のいずれかによつて尋問することについて検察官及び被告人に異議がなく、証人の重要性、当該方法によつて尋問することの必要性その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、当該方法によつて、尋問することができる。